

いのちの支援なごやプラン（第2次）
（名古屋市自殺対策総合計画（第2次））（案）
に対する市民意見の内容及び市の考え方

「いのちの支援なごやプラン(第2次)(名古屋市自殺対策総合計画(第2次))(案)」に対し、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。皆様からいただきましたご意見の概要と、それに対する市の考え方を公表いたします。

なお、ご意見のうち、内容について趣旨の類似するものはまとめさせていただいたほか、原文を一部要約、または分割して掲載しておりますので、ご了承ください。

【意見募集の概要】

○意見募集期間

令和5年1月4日（水曜日）から令和5年2月3日（金曜日）

○意見提出状況

意見提出者数：9名 意見総数：29件

・意見提出方法

郵送	ファックス	電子メール	持参	合計
0名	4名	5名	0名	9名

○意見の内訳

1 計画策定の考え方	2件
2 いのちの支援なごやプランにおける取り組み	27件
(1) 全体に関すること	1件
(2) 自殺の予防	15件
(3) 自殺の防止	11件
(4) 自死遺族に対する支援	0件

＜意見の概要及び市の考え方＞

1 計画策定の考え方 （2 件）

（計画全般に関して） 2 件

【市民意見】

・ 誰かの困りごとを、自分の価値観でジャッジすることなく、ありのまま受け止め傾聴できる他者になることが大切だと思います。悩み事や生きづらさに対応し、この地区でくらすのは楽しいと思えるような交流、自分らしさを発揮できる地域があることが生きる力となります。

【市の考え方】

ご意見いただきましたとおり、本計画では、周りの悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る役割を担うゲートキーパーの育成を重点的に行う取り組みとしております。本計画に基づき自殺対策をさらに推進し、全ての市民がかげがえのない個人として尊重されるよう、相談支援体制を整えてまいります。

【市民意見】

・ 自殺に繋がるとされる原因を調査してください。

【市の考え方】

本市における自殺の状況の分析等は、厚生労働省の「人口動態統計」を基にしており、加えて警察庁の「自殺統計」も用いて実施しております。また、市民の皆様に対して「こころの健康アンケート」を実施し、本市の状況について調査・分析等を行っているところです。今後につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響も含めて、情報収集・分析を行い、自殺対策を講じてまいります。

2 いのちの支援なごやプランにおける取り組み

(1) 全体に関すること (1件)

【市民意見】

- ・若者にも高齢者にも当てはまらない中高年の男性が対象になっていないように思っています。男性にも手を差し伸べてほしいです。

【市の考え方】

本市の自殺者数における中高年層の割合は最も多く、本市の自殺対策の中でも幅広い施策において対象としているところです。中高年層の自殺は、健康問題のみならず、経済・生活問題や勤務問題、家庭問題など、様々な原因・動機によるものが多いことを踏まえ、本計画に基づいて様々な施策を推進してまいります。

(2) 自殺の予防 (15件)

(児童・生徒) 5件

【市民意見】

- ・学校問題を原因・動機とする自殺をなくすこと。子どもたちを見守る教員を増やして少人数学級を促進することなど、狭義の自殺予防にとどまらない積極的な施策の展開が望まれます。少なくない子どもたちが学校の体制そのものに不安とストレスを感じています。教職員体制の充実など、さらに積極的な提案をすべきです。

【市の考え方】

本市では、これまで、教員配置を工夫することで、小学校1・2年生において30人学級、中学校1年生において35人学級の少人数学級を独自の施策として実施しております。

こうした状況のなか、国は令和3年度に小学校2年生、令和4年度に小学校3年生の学級編制の標準を35人とし、令和5年度以降も順次学年を拡大するとしており、本市においては、国に先行して、令和3年度は小学校3年生、令和4年度は4年生での35人学級を実施しているところでございます。令和5年度につきましても同様に、小学校5年生での35人学級を実施していきたいと考えております。

今後も、国の動向を注視しながら、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備に努めてまいります。

【市民意見】

- ・いのちを大切に、いじめ自殺防止、パワハラ防止のための啓発として小中高校生(小4～高3)を中心としたこころの健康づくり啓発の授業を名古屋市の事業として行うよう計画に織り込んでください。パワハラ自殺の問題について、「過労死防止啓発授業」を積極的に取り入れるよう計画に織り込んでください。

【市の考え方】

本計画に基づく取り組みといたしまして、市立学校(小・中学校・特別支援・高等学校)の児童・生徒が、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処法を学び、実際に活用できるよう自殺予防に関する授業を実施しております。

【市民意見】

- ・小中高校生(小4～高3)を中心として、SOSの出し方に関する教育のみでなく、SST(生活技能訓練)として、言葉の伝え方、話の聴き方、感情のコントロールについての教育を年齢に応じて行なってください。
- ・義務教育が終わる中学を卒業するまでに働くルールを学ばせるようにしてください。
- ・学校の教職員の研修として、メンタルヘルスリテラシーを始め、SST(生活技能訓練)研修を計画に書き込むべきです。

【市の考え方】

児童生徒が、自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的、職業的自立に向けて、必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ、各教科の特質に応じて、キャリア教育の充実を図っていきます。

教職員においては、毎年度、経験年数や職務内容に合わせて自殺防止に関する研修を実施しており、研修をもとに一人一人がその内容を深めたり、学校での研修場面を活用して広めたりするよう働きかけています。

（様々な困難を抱える女性・妊産婦）１件

【市民意見】

- ・ジェンダー平等の観点からとらえて、女性の生きにくさの根本要因を解消する必要があると思います。

【市の考え方】

新型コロナウイルス感染拡大により、特に女性の就労や生活等において大きな影響があったことが明らかとなりました。本市では、性別に起因する生きづらさの解消を図るため、DVや性暴力などの人権侵害の解消、性別による固定的な役割分担意識等の意識変革、雇用・家庭・地域などあらゆる場面における男女平等参画の促進など、様々な取組を通じて男女平等参画を推進してまいります。

(勤労者) 9 件

【市民意見】

- ・ 過労死ゼロ宣言を行い、(公務員を含む) 働く人々の命と健康を守る総合的な施策を策定するよう検討することを計画に書き込んでください。

【市の考え方】

厚生労働省において「過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ」の実現を目標に掲げて過労死防止に取り組んでおり、本市においても、市公式ウェブサイトにおいて、「国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死とその防止に対する理解を深めて『過労死ゼロ』の社会を実現しましょう。」という文言及び厚生労働省の「過労死等防止に関する特設サイト」を掲載し、周知・啓発に努めております。

今後も引き続き、過労死とその防止に対する理解を深めていただけるよう努めてまいります。

【市民意見】

- ・ 行政・企業に対して健康経営の推進と、安全配慮義務の周知徹底に取り組みに入れてください。
- ・ ハラスメント防止法を積極的に中小・零細企業に対しても周知広報してください。
- ・ 長時間過密労働をなくすよう、さらにインターバル規制の遵守を周知広報してください。

【市の考え方】

本市が作成している「勤労者ガイドブック」や市ウェブサイトにおいて、労働関係法令に関する情報、過重労働対策、メンタルヘルス相談窓口等について掲載するとともに、関連する国の総合情報サイトなどを紹介し、広く周知・啓発をしております。

また、働き方改革関連法を含む労働基準法全般について、市内中小企業等が実施する勉強会などへ社会保険労務士を派遣する出前講座などにより、周知を図っております。

さらに、健康経営の推進に関しましては、本市と健康保険の保険者として健康づくりに取り組まれている全国健康保険協会愛知支部が共同で、従業員の健康維持を考えた取組みを積極的に行っている事業所を表彰し、表彰事業者の優れた手法や効果等を対外的に広く発信する「なごや健康宣言優良事業所表彰事業」を実施しております。

これらの取組みにつきまして、引き続きより効果的な周知・啓発に努めてまいります。

【市民意見】

- ・復職制度の周知徹底を書き込んでください。
- ・複雑な復職支援の制度(雇い主による復職支援、雇用保険によるリワーク、健康保険によるリワーク、福祉サービスとしてのリワーク)について、4つを並列的に丁寧な周知広報する計画を織り込んでください。

【市の考え方】

本市におきましては、うつ病等の方を対象としたリワーク支援プログラムを周知する等、復職支援に関する取り組みを実施しているところです。

引き続き、復職支援に関する取り組みについて、より効果的な周知・啓発に努めてまいります。

【市民意見】

- ・予期せぬハラスメントなどにより精神障害などを抱えた方への相談支援の取り組みの強化を書き込んでください。
- ・専門家や民間のNPOなどの力を借りてオンラインカウンセリングを組織することを計画に織り込んでください。

【市の考え方】

令和4年4月からパワーハラスメント防止措置が全企業に義務化され、厚生労働省のポータルサイト「あかるい職場応援団」にて、職場でのハラスメント予防・解決に向けた情報提供を実施しており、本市においても市公式ウェブサイトにて周知・啓発に努めております。

また、本市におきましては、市民相談室において労働相談を行っており、職場内のハラスメントに関する相談についても、対応しております。

引き続き、こころの健康や相談窓口についての周知を推進するとともに、相談できる場の充実を図ってまいります。

【市民意見】

- ・働く人のためのメンタルヘルス教育として、労働者対象の労働安全衛生・メンタルヘルス教育機関を立ち上げることを計画に織り込んでください。

【市の考え方】

本市が作成している「勤労者ガイドブック」や市ウェブサイトにも過重労働対策やメンタルヘルス対策、メンタルヘルス相談窓口などを掲載するとともに、職場のメンタルヘルス対策に関する国の指針や国の総合情報サイトなどを紹介し、広く周知・啓発しています。

合わせて、大学が行う労働関係法令等に関するセミナー・講座等及び企業等が行うメンタルヘルス対策や労働関係法令に関する研修等に社会保険労務士を講師として派遣する出前講座を実施するなど、企業の働き方改革への対応について、支援しております。

（３）自殺の防止 （11 件）

①自殺対策を支える人材の育成 （1 件）

（全体について） 1 件

【市民意見】

- ・ ゲートキーパー研修を実施した支援組織、または公認心理師、臨床心理士を常時無償で配置して自殺防止の相談活動を行なっている相談機関に対して、「自殺防止基本法第 22 条」を適用して、財政的支援をしてください。

【市の考え方】

本市では、支援者のこころをケアするための支援者支援研修の実施を今後予定するなど、それらを含めて引き続き相談機関等に対して必要な支援を図ってまいります。

②リスク要因を抱えた方への支援 （10 件）

（全体について） 4 件

【市民意見】

- ・ 労働者の復職の問題に焦点が当たっていません。
- ・ 職リハビリワークや医療リワークなどによって、リハビリを行って復職をした労働者と、自宅休養だけで復職した労働者とは復職成功率が大きく異なります。このことを広く周知することを取り組みの柱にしてください。
- ・ 複雑なリワークの制度について丁寧に周知広報することを取り組みに入れてください。
- ・ 医療機関、就労移行支援施設、公的機関の区別なく全てのリワーク組織の一覧を公表し、さらにその一覧を市内のすべての事業所に配布し、労働機関、区役所、福祉機関、医療機関に配布することを取り組みに入れてください。

【市の考え方】

本市におきましては、うつ病等の方を対象としたリワーク支援プログラムを周知するとともに、「障害者福祉のしおり」における精神科デイケア等実施医療機関の掲載等を実施しております。

引き続き、復職支援に関する取り組みについて、より効果的な周知・啓発に努めてまいります。

(精神疾患患者について) 5 件

【市民意見】

- ・労働者の復職の問題が記されていません。医療からリワークへの移行がスムーズに流れる仕組みの構築を取り組みとして書くべきです。
- ・ハラスメントを受けるなどストレスを抱え、メンタルが悪化したと感じた労働者に対して、心療内科へのハードルが高いことに配慮して、カウンセリングを受けるハードルを下げる努力に取り組んでください。
- ・リワーク施設をもつ心療内科は名古屋市内で多くありません。リワーク施設やデイケア施設を持つ心療内科の名前と住所を一覧表にして公表してください。
- ・労働者の精神障害を扱う医療機関に対して医療リワーク、または就労福祉サービスの重要性をしっかりと説明することを取り組みに入れてください。
- ・心療内科の中には労働問題に対してあまり認識が深まっていない診療所があります。このような診療所に対して長時間過密労働の問題やパワハラの問題など労働者の自殺にかかわる諸問題についての研修の機会を設け、周知を図ることを取り組みに入れてください。

【市の考え方】

本市におきましては、うつ病等の方を対象としたリワーク支援プログラムを周知するとともに、「障害者福祉のしおり」における精神科デイケア等実施医療機関の掲載等を実施しております。

引き続き、こころの健康および相談窓口に関することや復職支援に関する取り組みについて、より効果的な周知・啓発に努めてまいります。

（自殺未遂者について）１件

【市民意見】

- ・自殺未遂者への支援と対応を強化すること。自殺未遂者の思いをていねいに聴きとり、自殺に追い込まれていく状況を把握することは、再発防止に必須であり、自殺の予防対策を立案するうえでも貴重です。精神保健福祉センターを軸に、未遂者の把握と支援、分析を行い、対策へつなげていく独自の体制を整える必要があります。見守る人に過度の責任を負わせてはいけませんが、自殺未遂者に寄り添い見守る体制を市の責任で整えるべきです。

【市の考え方】

自殺未遂者は、自殺対策においては重要なハイリスク群であり、自殺未遂者の再企図を防止する取り組み、及びその家族等に対する支援が必要であると考えております。今後は、救急医療機関へ搬送された患者および家族を適切に支援するための救急医療機関等へ向けたマニュアルの整備を図りまして、医療機関、相談機関との連携をより一層強化するとともに、いただいたご意見を参考に、自殺未遂者への支援策について検討してまいります。